



日医発第2096号（介護）

令和7年3月11日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」
に関するQ&A（令和7年3月6日）の送付について

これまで福祉用具貸与について、居宅サービス計画書と福祉用具貸与実績報告書の記載内容が統一されていなかったことから、厚生労働省より、「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和6年7月4日付け老認発 0704 第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）が発出され、本会からも日医発第692号（令6.7.11付）にてお知らせしたところです。

今般、厚生労働省より、当該通知に関するQ&Aが示されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

・ 介護保険最新情報 Vol.1362

「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」
（令和6年7月4日付け老認発 0704 第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に関するQ&A（令和7年3月6日）の送付について（令7.3.6 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課 事務連絡）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

←厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和6年7月4日付老認発 0704 第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に関するQ&A（令和7年3月6日）の送付について計2枚（本紙を除く）

Vol.1362

令和7年3月6日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3936、3985、3997)

FAX : 03-3503-7894

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 6 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
高 齢 者 支 援 課

「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和 6 年 7 月 4 日付け老認発 0704 第 1 号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に関する Q & A（令和 7 年 3 月 6 日）の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和 6 年 7 月 4 日付け老認発 0704 第 1 号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に関する Q & A」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

（ケアプランに関すること）

認知症施策・地域介護推進課 人材研修係 担当 上柳田

電話 03-5253-1111（内線 3936）

（福祉用具、TAIS コード・届出コードに関すること）

高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係 担当 松本

電話 03-5253-1111（内線 3985）

（ケアプランデータ連携システムに関すること）

高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室 担当 長谷田

電話 03-5253-1111（内線 3997）

「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和6年7月4日付け老認発 0704 第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に関するQ & A
(令和7年3月6日)

問 「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和6年7月4日付け老認発 0704 第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）において、居宅サービス計画書の様式に「用具名称（機種名）」及び「TAIS コード・届出コード」の項目が追加されたが、これらの項目について、記載は必須とされるのか。

(答)

これらの項目については、居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所間で取り扱う項目を統一し、効率的なデータ連携を行うことができるようにする観点から、居宅サービス計画書の様式に追加したものである。

このため、ケアプランデータ連携標準仕様に準じた CSV ファイルによりデータ連携を行う場合は記載を行うものとし、データ連携を行わない場合は、当面の間、当該項目を空白として差し支えない。

また、記載する場合、「用具名称（機種名）」の欄に記載するのは具体的な機種名とする。

なお、居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所間で取り扱う項目を統一し、効率的なデータ連携を行うことが出来るよう所要の見直しを行った趣旨については、「介護保険最新情報 Vol. 1177（令和5年10月6日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）」の問16も参照いただきたい。